

湘南地区メディカルコントロール協議会外傷研修セミナー実施規則

(目的)

第1条 この規則は、湘南地区メディカルコントロール協議会標準化教育要領第2条の規定に基づく外傷研修セミナーの円滑な運営に関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する外傷研修セミナーの名称は、湘南MC外傷セミナー及び湘南MC外傷技術指導員養成セミナーとする。

(カリキュラム)

第3条 湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する外傷研修セミナーのカリキュラムは、全国標準レベルの教育研修内容とするため、日本救急医学会公認の病院前外傷教育プログラムに準拠したものとし、プログラム、教育時間及び指導体制等は別に定める。

(作業内容)

第4条 標準化教育作業部会は、外傷研修セミナーの実施にあたり次の作業を行うものとする。

- (1) 外傷研修セミナー運営に係る担当者等の選出
- (2) 実施期日の決定
- (3) 実施場所の決定
- (4) 受講者数及び指導者数並びに受講者枠の決定
- (5) 受講者及び指導者等の決定
- (6) プログラムの決定
- (7) 教育資器材の確保
- (8) 指導体制の調整
- (9) その他必要な事項の決定

(運営担当者)

第5条 外傷研修セミナー運営に係る担当者は次のとおりとする。

- (1) 担当責任医師
外傷研修セミナーの内容及び質の管理を行うため、外傷研修セミナー開催責任者として、湘南地区メディカルコントロール協議会登録検証医師若しくは登録検証医師と同等の医師を置く。
- (2) 運営担当者
外傷研修セミナー運営の全般を担当する。
- (3) 副運営担当者
外傷研修セミナー運営担当者を補佐し、外傷研修セミナー運営全般を担当する。
- (4) 指導管理員

外傷研修セミナーの教育指導の質を管理する。

(5) その他必要な担当者

(交通費等)

第6条 外傷研修セミナー実施に伴う交通費等は、標準化教育作業部会で協議し、別に定める。

(認定等)

第7条 湘南地区メディカルコントロール協議会会長は、湘南MC外傷技術指導員養成セミナーを修了し、外傷技術指導能力を有すると認められる者に対し、外傷技術指導員認定証（様式1）を発行するものとする。なお、平成27年度以降、次の者に対し、外傷技術指導員認定証（様式1・2）を発行する。

(1) 平成27年度以降の外傷技術指導員養成セミナーを修了し、外傷技術指導能力を有すると認められる者

(2) 上級技術指導員及びその資格要件を満たした者

(3) 標準化教育作業部会長の推薦を受けた者

2 湘南地区メディカルコントロール協議会会長は、湘南MC外傷セミナーを修了した者に対し、湘南MC外傷セミナー修了証（様式2）を発行するものとする。

3 湘南地区メディカルコントロール協議会会長は、湘南MC外傷セミナーを修了した者のうち、成績の優れた者に対し外傷技術員認定証（様式3）を発行する。

4 標準化教育作業部会会長は、外傷研修セミナーの指導に携わった者に対し、指導実績証（様式4）を発行するものとする。

(実施規則改正)

第8条 この実施規則の改正は、標準化教育作業部会の議決を得なければならない。

(その他)

第9条 この実施規則に定めのない事項については、標準化教育作業部会で協議し決定するものとする。

附 則

この実施規則は、平成19年10月19日から施行する。

附 則

この実施規則は、平成22年12月7日から施行する。

附 則

この実施規則は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この実施規則は、平成28年2月29日から施行する。

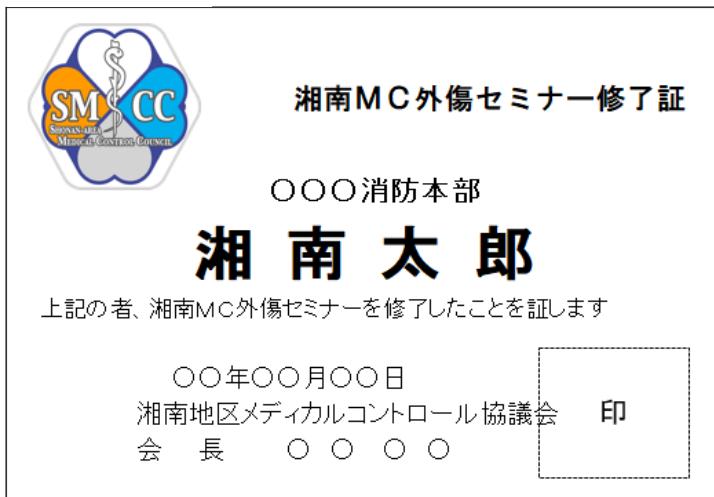
様式 1



様式 1-2



様式 2



様式3



様式4

